令和８年１１月２６日

報　道　機　関　各位

自　然　保　護　課

青森市での高病原性鳥インフルエンザ（野鳥）発生に伴い指定された
野鳥監視重点区域における野鳥緊急調査結果について

環境省が指定した野鳥監視重点区域内において、県が緊急調査を実施した結果、死亡野鳥や異常行動を示す野鳥は確認されませんでしたのでお知らせします。

記

１　野鳥緊急調査の概要

（１）実施日

令和８年１１月２５日（水）

（２）調査場所

野鳥監視重点区域内の港湾や河口など１０か所

２　今後の対応について

・　当該重点区域の指定が解除されるまで（野鳥の感染個体回収の翌日を１日目とし、２８日目となる１２月１８日（金）の２４時）の間、週１回を目安に監視を継続する。

３　その他

現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いします。

４　添付資料

県からのお願い（野鳥との接し方について）

【参考情報】

青森県ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する情報を提供しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/tori-infuruenza-jouhou.html

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当者		環境エネルギー部自然保護課 自然環境グループ 総括主幹　福田　真樹
電話番号	内線	６５０５
	直通	０１７－７３４－９２５７
報道監		環境エネルギー部 次長　吉田　巧

別　紙

県民の皆様へ

野鳥との接し方について

○　ハクチョウなど野鳥への餌付けは、自粛をお願いします。

○　死亡した野鳥など野生生物には、素手で触らないでください。

○　ハクチョウなど野鳥が死亡しているのを発見した場合は、お近くの農林水産事務所や市町村役場にご連絡ください。

○　野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○　野鳥の糞が靴の裏や車両に付着することにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○　不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりしないようにしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。
正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。